

特定化学物質の取扱量 集計結果(令和2年度 白岡市)

物質区分 1: 第1種指定化学物質 2: 第2種指定化学物質 3: 県規則で定める物質

単位: kg

物質区分	物質番号	物質名	報告数		取扱量		使用量	製造量	取り扱う量
				順位		順位			
1	13	アセトニトリル	1	10	770	15	770	0	0
1	53	エチルベンゼン	6	4	101,500	7	1,300	0	100,200
1	80	キシレン	9	1	675,900	3	2,600	0	673,300
1	88	六価クロム化合物	1	10	1,100	14	1,100	0	0
1	296	1,2,4-トリメチルベンゼン	7	3	545,200	4	0	0	545,200
1	297	1,3,5-トリメチルベンゼン	5	5	104,400	6	0	0	104,400
1	300	トルエン	9	1	1,986,000	1	498,000	0	1,488,000
1	392	ノルマル-ヘキサン	4	6	469,000	5	0	0	469,000
1	400	ベンゼン	4	6	86,000	8	0	0	86,000
1	438	メチルナフタレン	1	10	2,700	12	2,700	0	0
3	14	ジエタノールアミン	1	10	600	16	0	0	600
3	29	フタル酸ジメチル	1	10	2,000	13	0	0	2,000
3	33	ニ-プトキシエタノール	1	10	5,000	11	0	0	5,000
3	35	メタノール	3	9	18,500	9	12,500	0	6,000
3	36	メチルイソブチルケトン	1	10	7,000	10	0	0	7,000
3	37	メチルエチルケトン(別名 MEK)	4	6	755,000	2	755,000	0	0
		合計	—	—	4,760,670	—	1,273,970	0	3,486,700

※1 取扱量について

取扱量 = 使用量 + 製造量 + 取り扱う量

使用量 : 事業所において事業活動に伴い使用した量

製造量 : 事業所において製造した量

取り扱う量: 事業所は自ら使用せず、卸売り・小売り等をするために、事業所において貯蔵所や容器に移し替えた量

※2 その他

本集計表の取扱量等の各欄を縦・横方向に合計した数値は、合計欄の値と異なる場合がある。

報告件数および取扱量の網掛け部分は、上位5物質である。